

# 優遇制度

申込区分には「一般組」と、一定の資格を有する方を対象とした「特認組」があります。特認組は一般組より当選率を優遇します。

また、申込書の申込区分の該当欄に2か所以上○があった場合は、優遇率の高い方（特認C組、特認B組の順）で受付します。

なお、こちらで申込区分を一方的に変更することはしていません。

（例：特認B組→特認C組への変更など）

申込区分	1.一般組	①共通の申込資格と、各地域・住宅ごとの申込資格を有する方が申し込みます。
	2.特認組 特認B組 特認C組	①共通の申込資格と、各地域・住宅ごとの申込資格を有し、次の特認組区分一覧に定める資格をあわせて有する方は、特認組として申込みことができます。 <b>ただし、申込書の申込区分の該当欄に○印がない場合、一般組として取り扱いますのでご注意ください。</b> ② <b>申込み時</b> に特認資格を有していない場合は、特認組への申込みはできません。 <b>特認資格がないのに特認組に申し込んだ場合は、当選しても失格となります。</b> ③特認組の資格を確認する書類等は、申込み時には不要です。抽選の結果、当選した場合に提出していただきます。

## ■ 特認組区分一覧

区分	優遇項目	資格	当選後に資格を確認する書類	優遇の扱い	
特認B組	母子世帯 父子世帯	現に戸籍上配偶者がいない方とその同居している親族が子だけであり、20歳未満の子がいる世帯。また、上記世帯で60歳以上の親族を扶養している世帯	戸籍謄本 ※戸籍により確認できない場合は児童扶養手当証書などの公的証明書が必要です。	当選率を一般組の <b>3倍</b> とする	
		※ただし、申込み時に離婚が成立していない（戸籍上の配偶者がいる）場合は、11ページの申込資格の3.(4)に該当すること	世帯全員の住民票及び別居中の配偶者の住民票など		
	高齢者世帯	申込者が60歳以上の方で、次の①～④までのいずれかに該当する同居親族だけからなる世帯（単身世帯も可） ①配偶者 ②60歳以上の親族 ③18歳未満の親族 ④身体障害者、精神障害者及び知的障害者	世帯全員の住民票、戸籍謄本、身体障害者手帳など		
	障害者世帯	申込者または同居親族が次の①～⑥のいずれかに該当する世帯			
		①身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が、1～4級の方	身体障害者手帳		
		②戦傷病者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が特別項症から第6項症または第1款症の方	戦傷病者手帳		
③精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が、1、2、3級の方		精神障害者保健福祉手帳			
④精神に障害のある方で、1、2、3級の国民年金または厚生年金の障害年金の証書を交付されている方、または厚生労働大臣、都道府県知事から1、2、3級と同程度の障害の状況にあることを証する書類の交付を受けている方	障害年金証書、または厚生労働大臣、都道府県知事の証明書				
⑤愛の手帳（療育手帳）の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が、A1、A2、B1、B2の方	愛の手帳（療育手帳）				
⑥児童相談所または障害者更生相談所において知能指数が75以下と判定された方	児童相談所長または障害者更生相談所長の総合判定書など障害の程度を証明する書類				

区分	優遇項目	資 格	当選後に資格を確認する書類	優遇の扱い
特認B組	公害病認定患者世帯	横浜市旧公害病認定地区居住者で、申込者または同居親族が横浜市公害病認定患者である世帯	公害医療手帳	当選率を一般組の <b>3倍</b> とする
	低額所得者世帯	<b>所得税法上の扶養親族があり</b> 、「世帯の月収額」が15,800円以下の世帯（生活保護又は支援給付受給中の方、失業期間、休業期間のある方等を除く。）	市・県民税課税証明書、源泉徴収票等	
	引揚者世帯	平成27年4月22日以降に海外から引揚げた中国残留孤児等。（健康福祉局援護対策担当を通じて申し込んでください）	厚生労働省社会・援護局長発行の永住帰国者証明書	
	原爆被爆者世帯	申込者または同居親族が、原爆被爆者で「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている世帯	被爆者健康手帳	
	多子世帯	入居しようとする親族（配偶者を除く）に18歳未満の子が3人以上いる世帯	世帯全員の住民票	
	ハンセン病療養所退所者世帯	申込者または同居親族が、平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所、その他厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた世帯	国立ハンセン病療養所等の長の証明書	
	子育て世帯	同居者に <b>中学校卒業まで</b> （15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子がいる世帯	世帯全員の住民票	
	DV被害者世帯	配偶者暴力相談支援センター又は婦人保護施設において保護後5年を経過していない方、もしくは配偶者等に対して裁判所から出された保護命令の効力発生後5年を経過していない方がいる世帯	婦人相談所長証明又は裁判所の保護命令決定書の写し	
	難病患者等世帯	申込者または同居親族が、難病患者等で「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている世帯	障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証	
特認C組	連続6回以上申込み	横浜市営住宅への申込みが、今回で年度または回数が連続して6回以上となる方（年度が連続とは、毎年引き続いて申し込んでいるという意味です。また、抽選番号がとれなかった場合は回数に含まれません。） <b>当選後に辞退した場合は、それまでの連続申込回数は無効になります。</b> ※詳しくは62ページをご覧ください。	前回までの抽選番号通知 ※通知等がそろわない時は特認C組への申込みはできません。また、抽選番号のないものは無効です。	当選率を一般組の <b>20倍</b> とする
	連続5回申込み	横浜市営住宅への申込みが、今回で年度または回数が連続して5回となる方（年度が連続とは、毎年引き続いて申し込んでいるという意味です。また、抽選番号がとれなかった場合は回数に含まれません。） <b>当選後に辞退した場合は、それまでの連続申込回数は無効になります。</b> ※詳しくは62ページをご覧ください。	※通知等を紛失した方はご相談ください。  (横浜市住宅供給公社) 市営住宅課 ☎451-7777	当選率を一般組の <b>10倍</b> とする
	子育て支援(対象住宅限定)	同居者に <b>中学校卒業まで</b> （15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子がいる世帯 また、申込まれた住宅が対象住宅でない場合は、特認B組（子育て世帯）の3倍優遇で受付します。 ※ <b>24ページに掲載されている住宅のみが対象となります。</b>	世帯全員の住民票	当選率を一般組の <b>10倍</b> とする

# 優遇制度

## ●特認C組(連続6回以上、連続5回)の「申込回数」の数え方について

市営住宅は毎年度に2回(4月と10月)の募集をしています。

『年度の連続』とは同じ年度の中で、4月と10月の両方または、4月か10月のどちらかに申し込んだ場合を年度の連続といいます。また、申込みはしても抽選前に資格が無いなどにより、**抽選番号がとれなかった場合は回数に含まれませんので注意してください。**

■特認組については、60～61ページをご覧ください。

■特認C組連続6回以上、連続5回として申し込む場合は、申込書の申込区分の該当欄に○印をつけてください。

○印がない場合、一般組として取り扱います。

■申込回数は、必ずお手元の抽選番号通知(または落選通知)で確認してください。

■抽選番号通知を紛失してしまい、連続申込回数がわからない場合は、回数の調査依頼の文書を添付してください。

申込回数を調べて5回以上確認できた場合は特認C組として受付します。

※途中で姓名が変わったり、申込者が変更になった場合は、あわせてお知らせください。

※氏名のフリガナ、漢字、生年月日が正しく記載されていないと回数の確認ができない場合があります。

例

ご自分の申込回数を確認してみましょう!

○

申込みをした募集月

×

申込みをしなかった募集月

		チェック欄		特認C組 6回以上		特認C組 6回以上		特認C組の資格は ありません		特認C組の資格は ありません	
平成30年	4月			○	6回目	○	6回目	○	1回目	○	1回目
平成29年	10月			○	5回目	×		×	}	当選後辞退 または失格	
	4月			○	4回目	○	5回目	×		○	5回目
平成28年	10月			○	3回目	×		×		○	4回目
	4月			○	2回目	○	4回目	○	5回目	○	3回目
平成27年	10月			○	1回目	×		○	4回目	○	2回目
	4月			×		○	3回目	○	3回目	○	1回目
平成26年	10月			×		×		○	2回目	×	
	4月			×		○	2回目	×		×	
平成25年	10月			×		○	1回目	○	1回目	×	
	4月			×		×		×		×	

一回も応募しない年があると、  
それまでの回数は連続しません。

※抽選番号がとれない場合は、無効になり回数に含まれません。

当選後の辞退や入居者資格審査  
で失格となった場合は、連続申  
込回数は通算されません。